

《特定一般》教育訓練給付金制度

給付要件の確認ならびに手続き方法は、ご自身でハローワークにご確認下さい。

在職中の方 (雇用保険の一般被保険者)

- 初めての利用の方は、受講開始日の時点で、雇用保険の一般被保険者であった期間が1年以上の方。●ご利用経験のある方は、前回のご利用から受講開始日までに、雇用保険の一般被保険者であった期間が通算3年以上の方です。

求職中の方 (雇用保険の一般被保険者で ある者)

●初めての利用の方は、受講開始日の時点で、雇用保険の一般被保険者であった期間が通算1年以上かつ一般被保険者でなくなった日から1年以内の方。●ご利用経験のある方は、一般被保険者でなくなった日から1年以内で、前回のご利用から受講開始日までに、雇用保険の一般被保険者であった期間が3年以上の方です。

管轄するハローワーク

事前手続き

- ・訓練前キャリアコンサルティング
 - ・ジョブカード発行
 - ・申請書類の提出

- [必要書類]

- ・教育訓練給付金及び教育訓練支援
給付金受給資格確認票
(ハローワークで配付)
 - ・ジョブカード
(キャリアコンサルタントと面談し発行)
 - ・本人住所、身元確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証等)
 - ・その他ハローワークの指示に従つ
てご用意ください。

受講開始の原則1か月前までの申請が必要です

かいごの学校 大館ケアワーカースクール

受講申し込み手続ま

- ・介護福祉士実務者研修申込書を当校宛てに送付して下さい。

受講手続き

- 当校から届いた受講手続き書類に必要事項を記載し、返送して下さい。

受講決定

- ・受講決定にかかる通知を送付します。
お支払いはの際は本人名義となります。

研修受講

研修修了の翌日から 1 カ月以内

支給申請手続き

受講料の40%の支給申請

修了証明書発行

- ・全カリキュラム修了後に発行します

- 特定一般教育訓練の教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における、特定一般教育訓練の教育給付金の受給資格の有無について、ハローワークに照会することができます。●受講開始（予定）日現在で、被保険者資格の喪失日から1年以内かどうか、支給要件期間が3年（初回の人については1年）あるかどうか明らかでない人も、支給要件をあらかじめ確認しておくことをお勧めします。●「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙は、当校にご用意がございますので、ご希望の方はお申し付け下さい。●ハローワークへの照会はご自身で行っていただき、「教育訓練給付金支給要件回答書」を得た結果を当校へお知らせ下さいますようお願いいたします。

特定一般教育訓練講座 指定番号（ハローワークへの提出書類は保有資格により記入内容が異なります）

訪問介護 1 級課程修了者 05042202001-0 介護職員基礎研修修了者 05042202002-2

介護職員初任者研修 → 05042202003-5



かいごの学校 大館ケアワーカースクール